

消防庁における応急体制

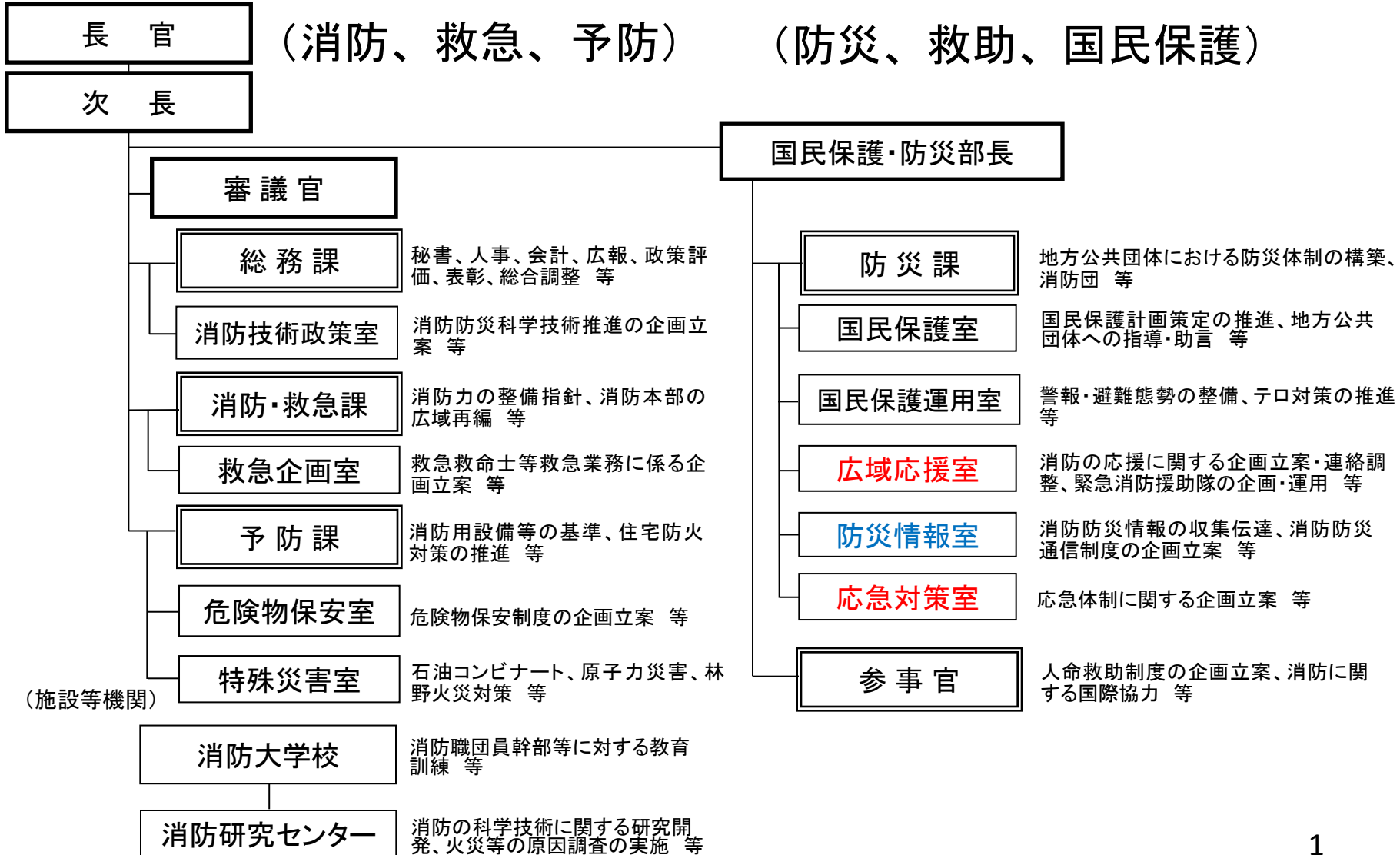
消防庁国民保護・防災部応急対策室

課長補佐 五十嵐 潤一



消防庁 Fire and Disaster Management Agency

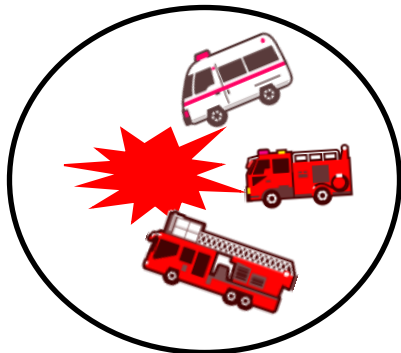
消防庁の業務・組織①



消防庁の業務・組織②（広域消防応援）

通常の火災・事故・災害の場合

○当該市町村の消防で対応



全国の消防本部数 770本部
 全国の消防職員数 15万9,730人
 全国の消防団員数 87万4,193人

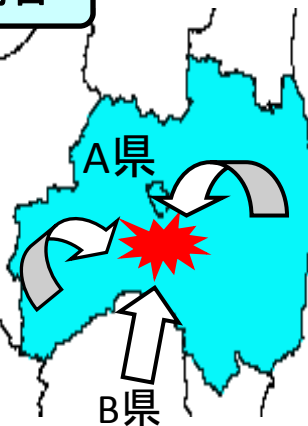
※消防本部数は、平成25年4月1日現在
 ※消防職員数・消防団員数は、平成24年4月1日現在
 （宮城県牡鹿郡女川町の数値は、平成22年4月1日現在の数値により集計）

大規模な火災・事故・災害の場合

○消防相互応援協定に基づき近隣市町村（県外を含む。）や県内市町村から消防の応援

同一都道府県内の市町村のみの協定数 1707
 都道府県外の市町村を含む協定数 579

（平成24年4月1日現在）



より大規模な火災・事故・災害の場合

緊急消防援助隊（平成25年4月1日現在登録状況 4,594隊）
 大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保
 【創設の経緯等】

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- ・ 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動
 （被害の程度により出動県を拡大）

局地的な災害の場合
 :近隣県から出動

東海地震等の場合:全国から出動

出動事例

地震 — 新潟県中越地震(H16)、※初の消防庁長官による指示 東日本大震災(H23) 等
 水害 — 新潟・福島豪雨(H16)、福井豪雨(H16) 等
 救助 — JR西日本福知山線列車事故(H17) 等
 土砂災害 — 伊豆大島土砂災害(H25) 等 計25回

地震等大規模災害発生時における消防庁のオペレーション



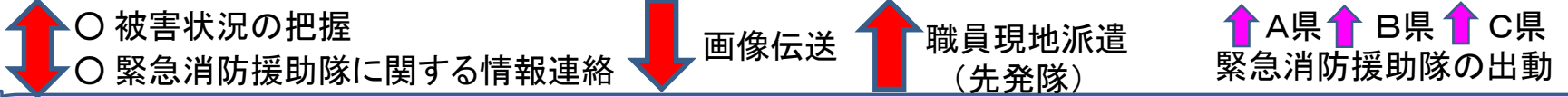
災害発生

地方
団体

市町村災害
対策本部設置

都道府県災害
対策本部設置

消防防災ヘリコプターによる情報収集



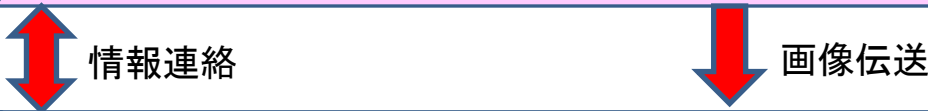
消
防
庁

消防庁災害対策本部
即時設置

携帯電話・メールによる一斉呼出しと職員参集〔危機管理宿舎等近隣職員の迅速な参集〕
大臣秘書官等への連絡

○被災都道府県及び市町村から人的・物的被害、119番通報等の状況を収集
○被害状況の集約・整理及び被害報作成(官邸・関係省庁への送付)

○緊急消防援助隊応援要請の確認
○緊急消防援助隊出動準備の要請・出動可能隊の把握
○長官による緊急消防援助隊出動の求め又は指示



官
邸

官邸対策室設置
(室長: 内閣危機管理監)

緊急参集チーム協議
(消防庁は次長が出席)

閣僚
協議

首都直下地震等の場合

臨時
閣議

緊急災害対策本部会議

大規模災害等発生時における消防庁の取組み

I 消防庁災害対策本部設置



消防防災危機管理センター
における情報収集



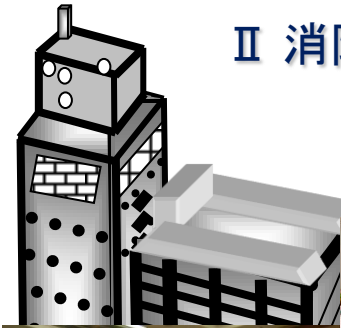
総理官邸:危機管理センター



派遣:情報収集・連絡調整

II 消防庁先遣隊を被災地へ派遣

緊急消防援助隊派遣調整



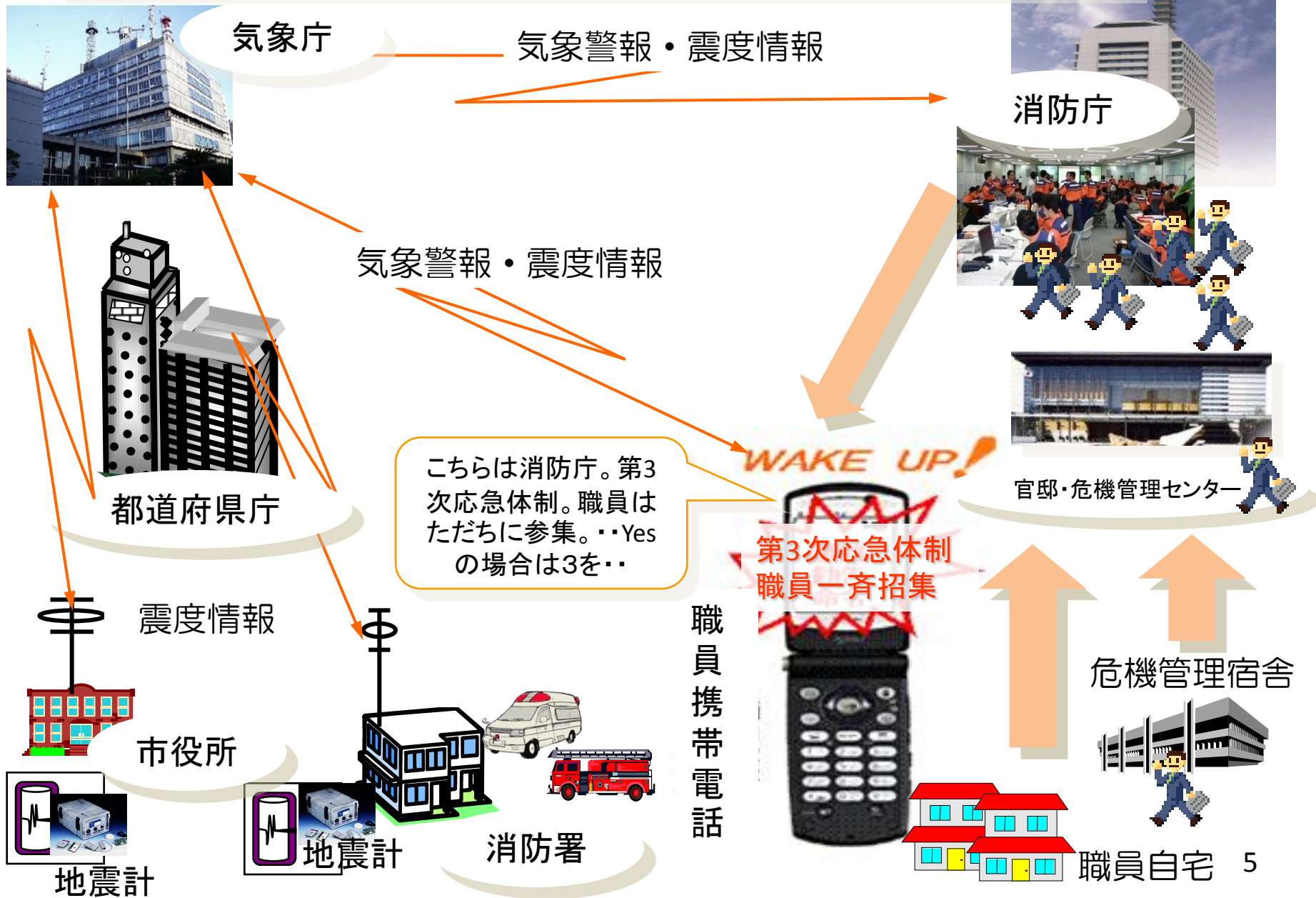
III 緊急消防援助隊の派遣



被災地県に設けた緊急消防援助隊調整本部
(県庁での消防庁先遣隊による連絡調整)

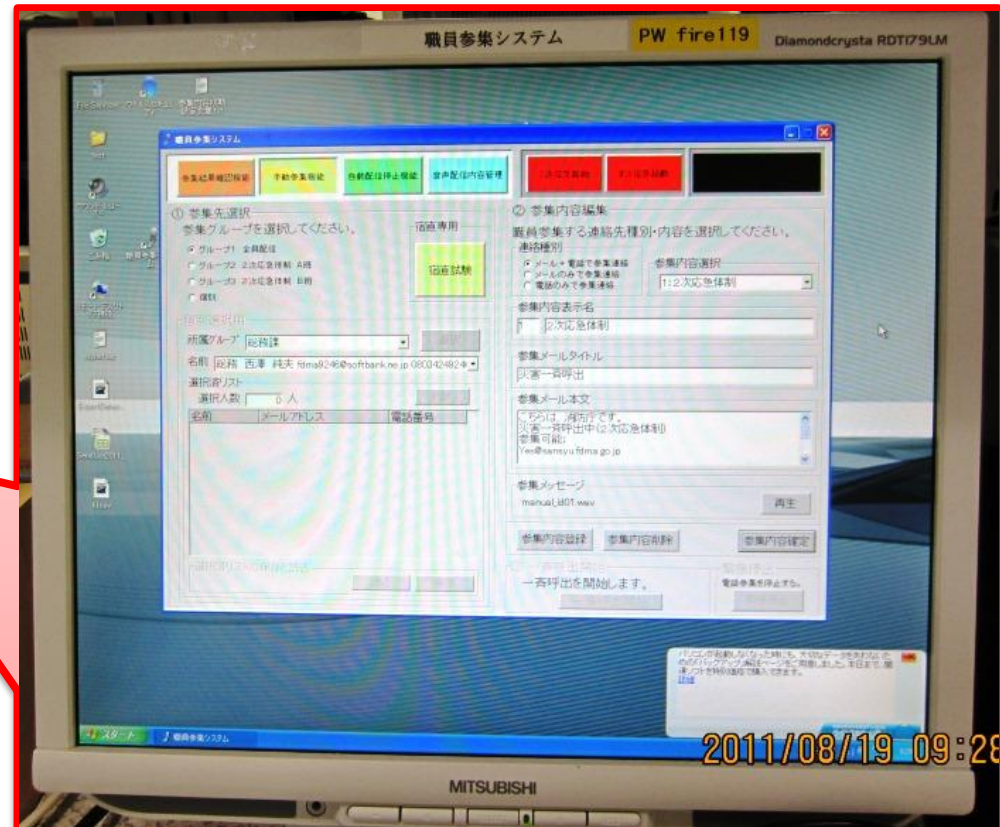


消防庁職員呼び出し参集体制の確立



消防防災・危機管理センター緊急連絡システム

消防庁職員緊急呼び出しシステム



大規模災害発生時等において、消防庁職員を直ちに招集するため、簡単なボタン操作のみで連絡を行うためのシステム

※職員の現在の状況(参集可否)を集約し職員情報の一元管理を行うものです。 6

消防庁における地震発生時の対応について

応急体制	第 1 次	第 2 次	第 3 次
設置基準	震度5弱 津波注意報 津波警報（津波） 東海地震に関連する調査情報（臨時）	震度5強 （東京都23区を除く）	震度5強 （東京都23区に限る） 震度6弱以上 津波警報（大津波） 東海地震注意情報 東海地震予知情報 警戒宣言
対策本部等	災害対策室	災害対策本部（部長）	災害対策本部（長官） 地震警戒本部（長官）
参集要領	宿日直及び初動対応要員の合計4名で対応	防災課、応急対策室、広域応援室の職員約30名で対応	消防庁全職員

地震等発生時の初動対応

(E-SET)

地震緊急連絡

こちらは消防庁応急対策室です。
 ただいま、かなり強い地震が発生しました。
 関係都道府県においては、計画に基づき、直ちに適切な対応をとるとともに、被害状況等について別紙様式1により第1報を30分以内に報告願います。

おつて、別紙様式2の事項についても迅速な調査を行い、把握でき次第速やかに報告願います。

連絡先 消防庁応急対策室
 消防防災無線通話用 9049013
 FAX用 9049033
 直通電話 03-5253-7527
 FAX 03-5253-7537

平成 年 月 日 時 分

記入

津波緊急連絡

こちらは消防庁応急対策室です。

日 時 分頃、地震が発生しました。
 (震源地: 、地震の規模: M)
 この地震により 時 分 気象庁は、
 () 沿岸に
 津波 (注意報 ・ 警報) を発表しました。

記入

関係都道府県においては、計画に基づき、直ちに適切な対応をとるとともに、応急対策の状況について別紙様式1により第1報を30分以内に報告願います。
 また、被害状況等については、確認次第速やかに報告願います。

おつて、別紙様式2の事項についても迅速な調査を行い、把握でき次第速やかに報告願います。

連絡先 消防庁応急対策室
 消防防災無線通話用 9049013
 FAX用 9049033
 直通電話 03-5253-7527
 FAX 03-5253-7537

平成 年 月 日 時 分

震度5弱以上の地震を観測又は津波注意報等の発令がなされたら、関係都道府県に対し、第1報を速やかに報告してもらおうよう、FAXにて送付するもの。

FAX送付後は併せて電話でも連絡する。

別紙様式1

何も書かない

報告日時 年 月 日 時 分
 都道府県
 報告者名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所	発生日時						
被害の状況	死者	不明	入	住	全	壊	一部	壊
	傷者	計	入	壊	半	壊	床上	浸
応急対策の状況	*これまでにたった措置							
	消防庁との連絡体制	電話	番	呼	出	番	番	番
		防	災	調	査			
		N	T	T				

別紙様式2

何も書かない

報告日時 年 月 日 時 分
 都道府県
 報告者名

石油コンビナート地区内	漏洩の有無	有	無	調査中
	火災の有無	有	無	調査中
被害の概要				
原子力施設等	被害の有無	有	無	調査中
被害の概要				
危険物施設等(石油コンビナート地区内を除く。)	漏洩の有無	有	無	調査中
	火災の有無	有	無	調査中
被害の概要				
都道府県の区域を越えた消防広域応援実施の必要性				
必要な応援				

必要性的把握に際しては、時期を失することなく、積極的に要請を検討するよう関係市町村を指導すること。
 以上の事項について、速やかに調査を行い、計画に基づき適切な対応をとるとともに、消防庁応急対策室へ報告すること。
 第1報については迅速性を旨とし、簡明している範囲で記入すれば足りること。
 以後は簡明したものの中から随時報告すること。

大規模災害発生時の消防防災・危機管理センターの役割と機能等

被災地等から迅速かつ的確な情報収集・情報整理



消防防災・危機管理センター
面積:500㎡ 運用:平成15年8月～

大規模災害発生時等における消防庁の動き等



【参考】首都直下地震(震度5強以上)や東海地震等大規模地震(震度6以上)発災時の対応

・発災後、概ね30分以内に「緊急参集チーム協議」(消防庁次長等出席)が開催され、概ね40分以内には「閣僚協議」、「臨時閣議」を経て「緊急災害対策本部」の設置及び同会議の開催等をはじめとした、政府を挙げての災害対応等を行うこととなる。

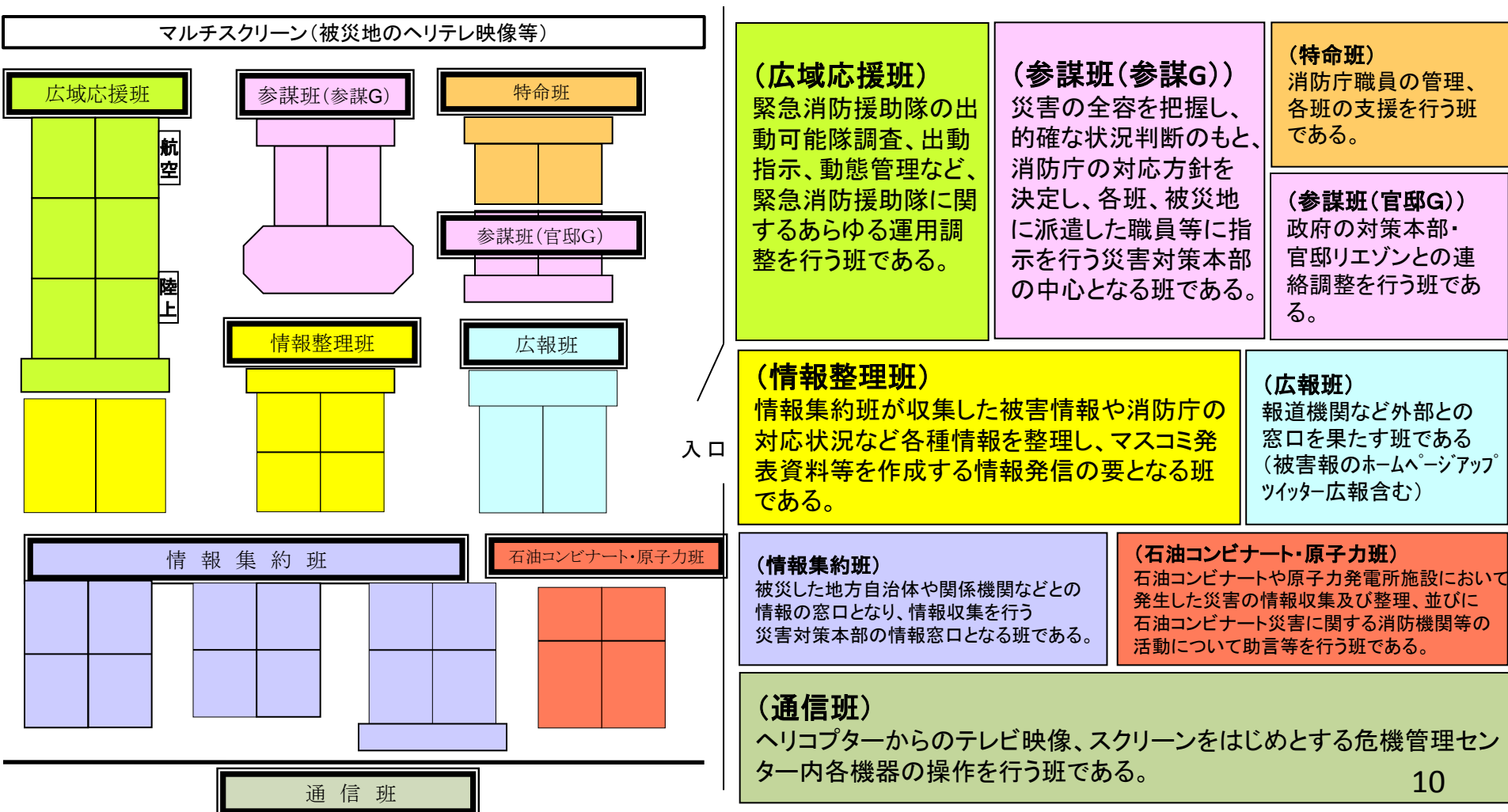
・大規模地震以外の災害等(台風・テロ攻撃・航空機事故その他)への対応に関しては、その災害等の規模・態様に応じて、上記に準じた対応を行うこととなる。

消防庁災害対策本部の体制

【地震等大規模災害発生時】

- 消防防災・危機管理センターに直ちに全職員が参集。
- 予め定められた班体制により、情報収集・広域応援などの応急対応に当たる。

消防防災・危機管理センター（総務省3階）配置図



被災地へ消防庁職員を迅速に派遣

- ・ 情報は現地へ出向いて直接収集
- ・ 緊急消防援助隊の的確な運用に向けて連絡調整
 <自活できる現地派遣体制の確保>



現地派遣職員の装備の一部



災害時携行通信機器

消防庁ヘリと消防庁車両



指揮支援車

指揮車

人員搬送車

<p>個人装備</p>	<p>災害時優先携帯電話 ICボイスレコーダー 携帯電話充電器付ラジオ</p>
<p>通信機器 パック</p>	<p>ノートPC 携帯FAX デジタルカメラ ラジオ(手回し発電装置付き) 衛星携帯電話</p>

防衛省との連携・調整
(自衛隊機による人員・車両の輸送)



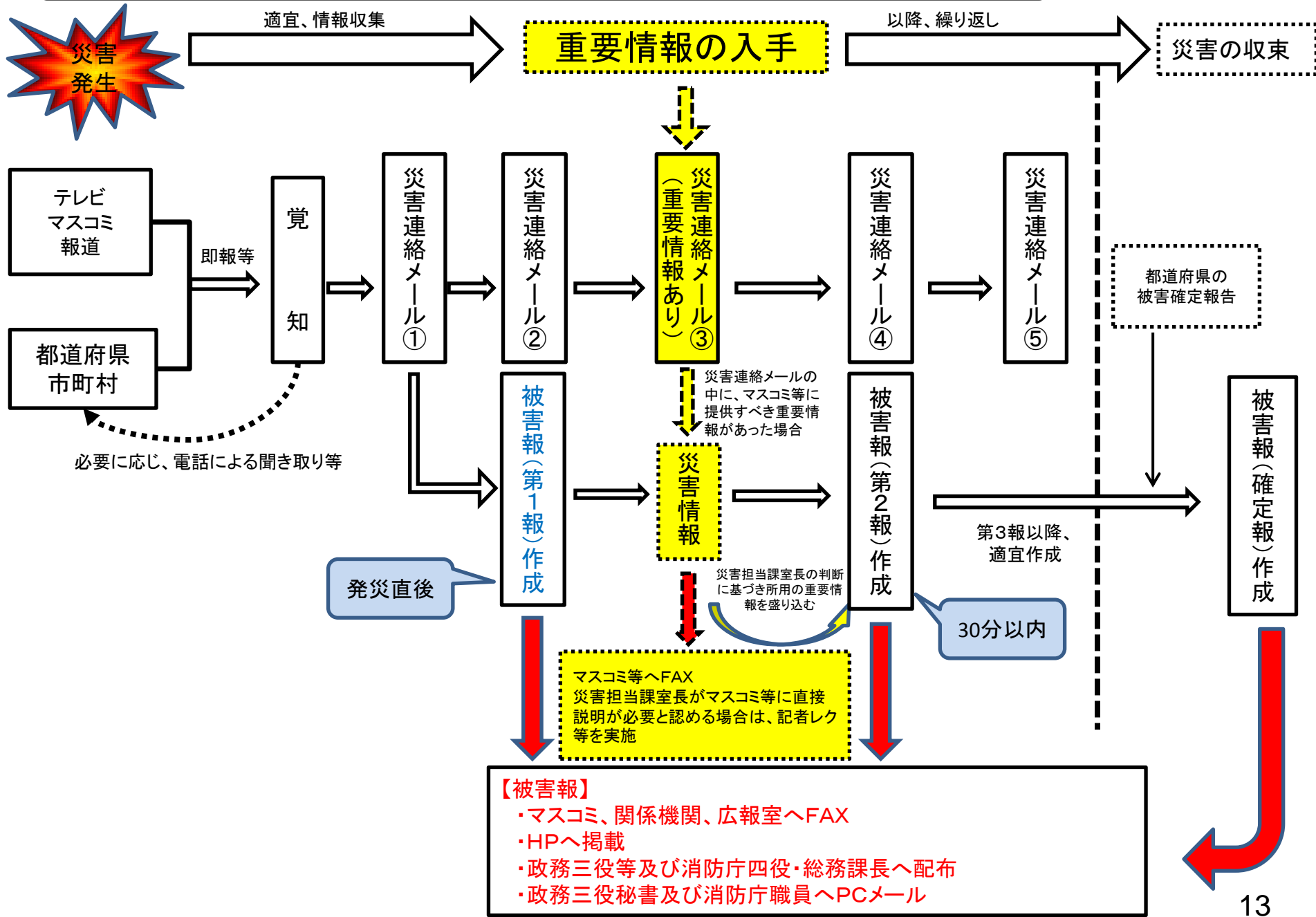
消防庁ヘリによる職員の
現地派遣
(総務省屋上HPから)



国交省との連携・調整
(貨物船による人員・車両の輸送)

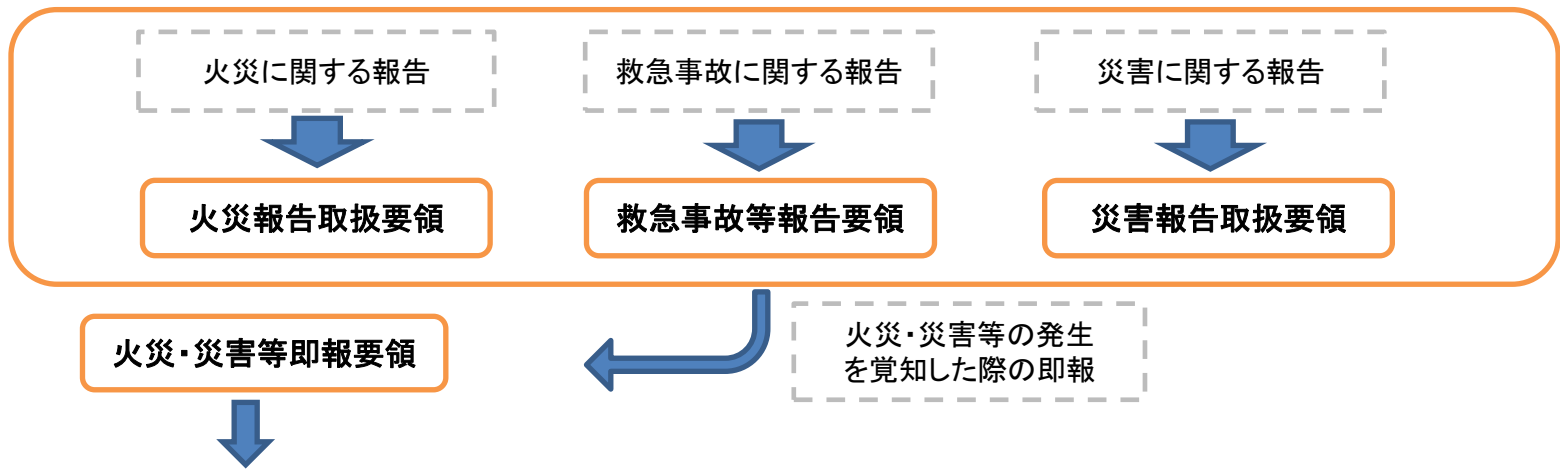


被害報等の情報提供について



- 【被害報】**
- ・マスコミ、関係機関、広報室へFAX
 - ・HPへ掲載
 - ・政務三役等及び消防庁四役・総務課長へ配布
 - ・政務三役秘書及び消防庁職員へPCメール

火災・災害等に関する報告について



火災・災害等即報要領

第2 即報基準

消防機関、市町村

第1報は覚知後30分以内
※第1報は即報様式でなくても可

都道府県消防防災部局

市町村からの報告及び自ら収集した
情報等を整理

消防庁

報告方法及び様式について
火災・災害等即報要領第1、4、ただし
書きより：
消防機関等への通報が殺到した場合
等において、迅速性を確保するため、
様式によることができない場合には、
この限りではない。また、電話による
報告も認められるものとする。

第3 直接即報基準

消防機関、市町村

第1報は覚知後30分以内

※第1報は即報様式でなくても可

都道府県消防防災部局

第2報以後は基本的には、都道府県からの報
告になるが、消防庁からの要請があった場合
は、引き続き、消防本部から消防庁に報告

消防庁

火災・災害等即報の情報の流れ

